

TPPと 国民皆保険医療

テレビや新聞だけでは
わからないことがあります

全国保険医団体連合会政策部（案）

Q1、TPP とは何ですか？

特定地域を囲い込む “生きた協定” です

TPPとは特定地域を経済圏として囲い込み、貿易と貿易関連のすべての領域を網羅する「一括協定」です。現在は21分野が協議されていますが、「生きた協定」といわれ、結ばれた協定内容や対象分野の拡大などが定期的に再検討されます。

また、TPPは食料自給を奪い、輸入食品を増大させるだけでなく、食の安全にも及びます。アメリカは食品表示に遺伝子組み換え食品であることを表示する必要はないと主張しています。この主張が合意されれば、消費者の知る権利の要である食品表示の撤廃に及ぶことになり、国内法の改定が迫られます。

<TPP参加による影響>

農水省試算

◆食料自給率 (供給熱量ベース)
40% → 13%

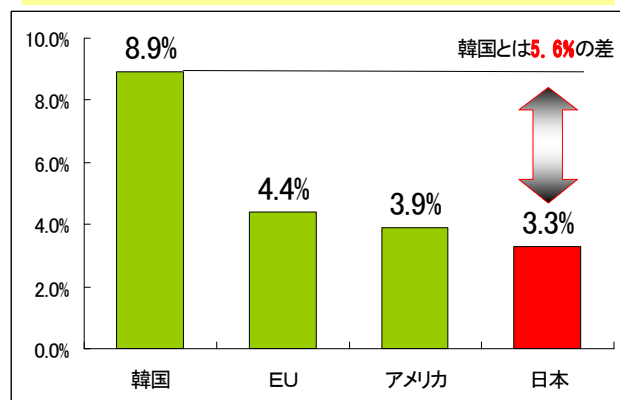
◆GDP減少額
8兆4400億円

◆国内雇用減 (就業機会減少)
350万人

内閣府試算

◆GDP押し上げ効果
10年間で2.7兆円

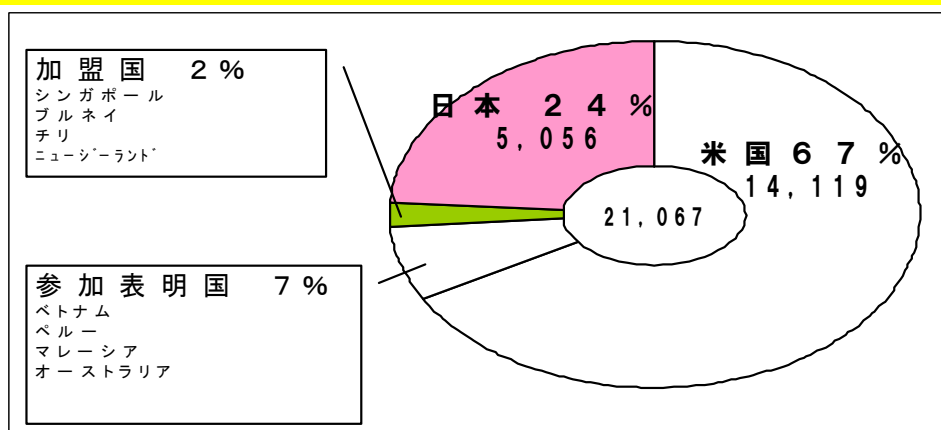
各国に比べ、すでに低い関税率



出典:「世界各国の関税率」日本貿易振興機構より作成

日米だけで参加国の9割をこえるGDP

TPP参加表明国と、日本の実績GDP(2009年)



出典:「主要経済指標」外務省より作成

Q2、医療は、TPPの対象になるのですか？

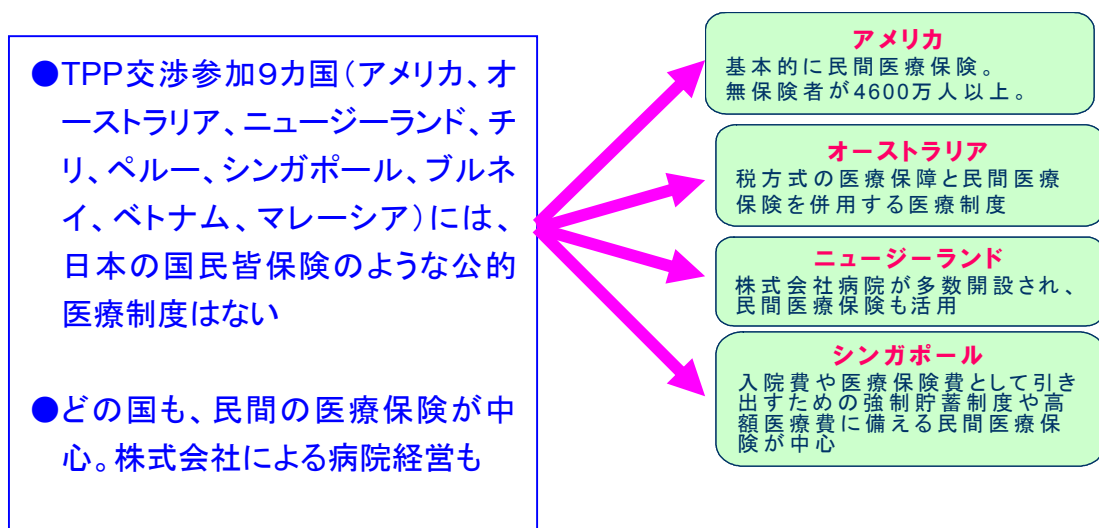
政府は対象になることを認めています

政府は、2011年10月に公表した「TPP協定交渉の分野別状況」説明資料で、「米豪・米韓FTA(自由貿易協定)のように、医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はある」として、医薬品・薬価制度がTPPの対象になることを事実上認めました。

さらに、11月の外務省の追加説明資料では、「混合診療の全面解禁がTPPで議論される可能性は排除されない」として、国民皆保険自体がTPPの対象となることを認めました。

「医療がTPPの対象になる」ということは、アメリカの民間医療保険の普及や製薬企業などの価格決定などが、日本の決定(国民皆保険・診療報酬制度)より優先されるという意味です。

TPP交渉参加9カ国には、日本の国民皆保険のような公的医療制度はありません。どの国も、民間の医療保険が中心で、しかも株式会社による病院経営が行われています。日本がTPP交渉に参加すれば、日本の国民皆保険よりも他の国の民間医療保険の方が優先される仕組みがTPPなのです。



Q3、アメリカは、「混合診療の解禁や国民皆保険の廃止は求めない」と言っていますが？

国民皆保険の看板は残ったとしても・・・

米通商代表部の代表補が、「混合診療は対象外」と非公式に伝えたとの記事を共同通信が配信しましたが、同時に「医薬品規制の見直しなどは譲歩しない」、「混合診療の全面解禁を TPP とは別の枠組みで日本に要求する可能性もある」と報じられています。アメリカのこれまでの対日要求や、米韓、米豪 FTA などから見ると、油断することはできません。日本の財界も混合診療の全面解禁など、医療の市場拡大を求めています。

また、日米両政府は、2月7日、アメリカで、TPP 交渉参加に向けた初の事前協議を行い、日本の外務省は、アメリカ政府が、日本の公的医療保険制度の廃止を求めない方針を示したことを明かにしました。

しかし、交渉成立後の定期的な対象分野の拡大の再検討などで、混合診療解禁が導入されれば、「いつでも、誰でも、どこでも」受けられる国民皆保険医療ではなくなり、名ばかりの「国民皆保険」となる危険性が高いのです。

Q4、混合診療にしたら医療費が安くなるのでは？

高額な医療を保険外しにする仕組み

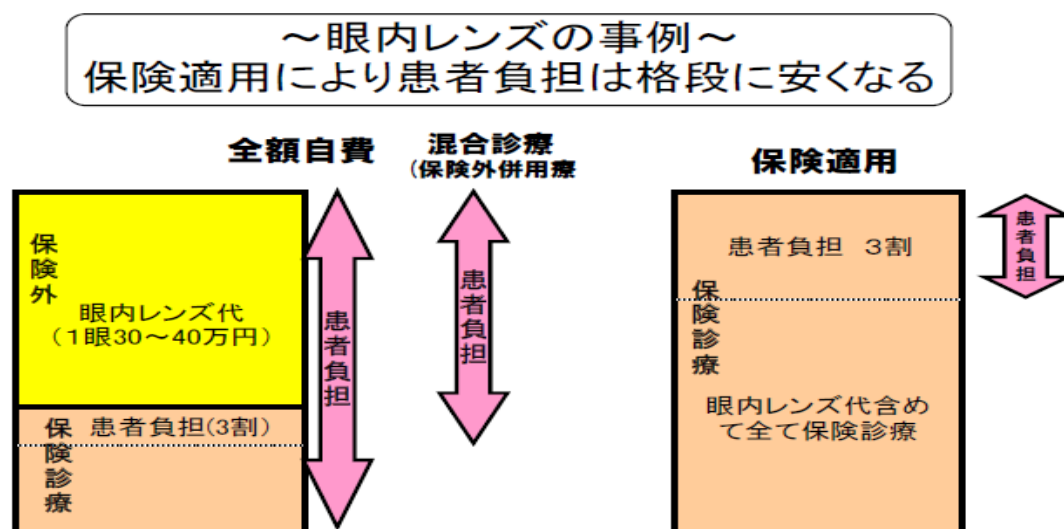
混合診療にしたら医療費負担が安くなる、と主張する人がありますが本当でしょうか。「全額自費で払うより、一部でも公的保険を使えば、その分は安くなる」というのは確かに事実です。しかし、それは「全額自費と比べれば」という前提があつての話です。

日本の国民皆保険制度は、日進月歩の医療技術に対して、有効性、安全性、普及性、の三つの条件がそろうものについては、基本的に公的医療保険の対象に組み入れてきました。新しい技術は、確立するまでの間は自費ですが、誰も

が受けられるようにすべき医療技術として政府が認めれば、公的医療保険の対象になります。

例えば、高齢期になると多くの方がかかる白内障という病気があります。この治療には「眼内レンズ」という治療材料が使われます。この治療法が始まった当初は、全額自費で、初期の費用は1眼あたりおよそ30万円から40万円もしたものです。このときに、併用できる医療を保険扱いにすれば、確かにその分だけは、安くなったでしょう。

しかし、眼内レンズは、保険適用を求める運動によって、公的医療保険の対象になりました。つまり現在は、すべてが公的医療保険で扱われているのです。自費と保険の併用よりも、はるかに低額な患者負担で、眼内レンズの治療を誰でも受けられるようになりました。もし、混合診療を導入していれば、現在でも眼内レンズは高額な自費のままだったでしょう。



また、現在の医療保険制度は当時よりも進んで、公的医療保険の対象として確立する前の段階にあるものは、自費と保険の併用がすでに認められています。

例えば、現在の眼内レンズは単焦点型という欠点があります。これを改善した多焦点型の眼内レンズは、まだ実用段階にはありませんが、「先進医療」という例外措置を認める制度によって、保険診療との併用が認められています。

選択肢が増えるという声も聞かれますが、全額自己負担となる高額な先進医療や新薬を自由に選べるのは富裕層に限られるのではないのでしょうか。有効性、安全性の水準が、TPP参加国の水準にあわせて引き下げられることも心配されます。

混合診療の全面解禁とは、医療保険制度への収載を前提とするものではなく、公的医療保険の対象を抑えながら、医療需要の増大に対しては、全額自己負担

の医療を広げていくことがその本質です。国民皆保険の看板は残りますが、皆医療ではなくなり、米国のように財力のある患者だけが買える「商品」になってしまいます。

(輸入される医療器械などが関税撤廃で安くなるのではと思われる方がいますが、医療用器具などはすでに非課税で関税はかかっていません。)



出典:TPPから日本の食と暮らし・いのちを守るネットワーク TPPのこと」より

Q5、TPPになっても、よい方を選択できないのですか?

TPPは、国内法よりも優先

ジェネリック医薬品が製造できなくなる?

TPPは、特定地域を経済圏として囲い込み、非関税障壁を原則撤廃するのが目的で、そのため国内法より上位とされています。外国の企業・個人が、規制緩和・市場開放によって「権利」を獲得した場合、その「権利」を元に戻すことはできません。どちらか、都合のよい方を選択できればよいと考えるのは誰し

もですが、まさに、それをできなくさせるのが TPP なのです。

例えば、ジェネリック医薬品は、新薬特許が切れた薬を同じ成分で安価に製造したもので、そのため既存医薬品の臨床データを使用することが認められています。ところが、アメリカは、「知的財産」分野で、特許尊重義務を強化して、臨床実験をやり直すことを提案しています。この提案が通れば、国内法より TPP が優先するため、実質的にジェネリック医薬品の製造はほぼ不可能になるといわれています。

また、日本で製造販売している医薬品の多くはアメリカの製薬企業が特許を持っています。特許尊重義務の強化は、医薬品価格の引き上げにつながる可能性があります。



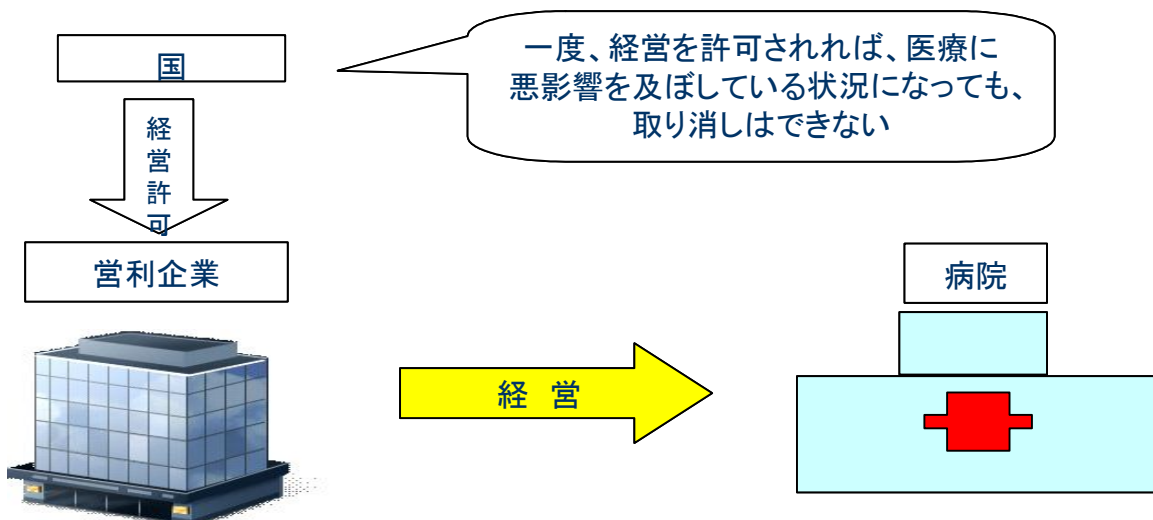
Q6、「ラチェット条項」って、なんですか？ 一旦規制緩和すれば元にもどせない

「ラチェット条項」とは、逆進防止装置と訳されています。機械工具のラチェットのように、動作を一方向にだけ制限し、逆回転をさせない仕組みです。

つまり一度、規制を緩和すると、何があっても元に戻せないという規定です。

例えば、営利企業による病院運営を認可した後で、医療に悪影響を及ぼしているとなっても、取り消しをすることができません。

米韓 FTA では、この市場開放で自由化した分野の後戻りを許さないというラチェット条項が盛り込まれ、大問題になっています。



Q7、「ISDS 条項」って、なんですか？

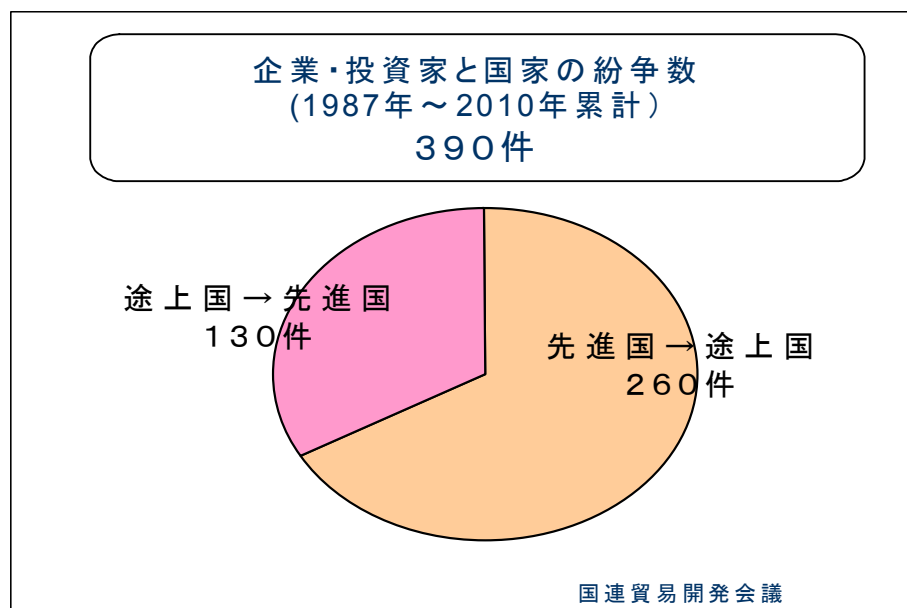
企業が政府を訴えて賠償請求できる

ISDS 条項とは、「投資家対国家の紛争解決条項(Investor State Dispute Settlement)」と訳されるもので、自由貿易協定で、投資先の国が行った施策・規制によって、不利益を被ったと企業や投資家が判断すれば、裁判に訴えることができるというものです。

世界銀行の傘下にある「国際投資紛争解決センター」などが仲裁機関に指定されています。審理は非公開で、不服があっても上級の仲裁機関に訴えることはできません。訴えられるのは政府だけでなく、地方自治体が行う施策・規制も対象になります。

例えば、日本政府が患者の自己負担を軽減した場合、アメリカの民間保険会社が、民間医療保険の販売が縮小することを理由に、日本政府に対し、損害賠償請求をおこすことができるようになります。

実際に、メキシコでは、産業廃棄物処理を請け負ったスペインの企業に対して、事業許可を取り消したところ、この企業に訴えられ、メキシコ政府は 500 万ドル(4 億 3000 万円)の賠償を命じられました。オーストラリアでは、政府が禁煙促進のため、たばこの包装を規制したところ、アメリカのたばこ会社から賠償を求められました。



Q8、「米韓 FTA」では、どんな問題があるのですか？

「毒素条項」に国民世論が大反発

「米韓 FTA」は、TPP とほぼ同じラチェット条項や ISDS 条項など、いわゆる「毒素条項」もつ 2 国間の自由貿易協定で、11 月に成立し、2012 年 1 月の発効を目指していましたが、国民の反対世論で 1 月発効が不可能になっています。

協定の内容は、▽政府が規制の必要性を立証できない場合は、市場開放のための追加措置を取らなければならない▽アメリカ企業・個人に対しては、韓国の国内法より米韓 FTA を優先適用する(アメリカは国内法を優先)一などの「毒素条項」が盛り込まれ、▽アメリカ企業の医薬品の独占的特許を認め、特許期間を実質的に延長し高薬価を維持する▽韓国政府の薬価の決め方に、アメリカの企業が不服のある場合、見直しを申請できる独立機関(医薬品・医療機器委員会)を設置する一などが盛り込まれています。

韓国政府の医薬品に関わる政策に対し、異議申し立てが可能となったことで、実質的に自国民のための適正な薬剤費の決定ができなくなる可能性が高くなりました。さらに、韓国政府は「特区」でのアメリカ企業による営利病院の開設も許可しました。韓国政府は当初、そのようなことにはならないと言っていたことが、ほぼ盛り込まれた格好で、国民の大反発がおこっているのです。

米豪 FTA でも、新しい薬の価格引き上げにつながる規定が盛り込まれました。実際に、一部の薬の価格が高騰し、オーストラリアの医療制度財政を圧迫しています。

Q9、TPP で、どんなことが予想されるのですか？

国民皆保険医療制度の崩壊

TPP 交渉に入るにも参加国の承認や事前協議が必要です。日本が「参加してから考える」などという甘い枠組みではありません。

TPP 協定を担うアメリカ通商代表部は、日本の交渉参加に対する国会議員らアメリカ国内の利害関係者と始めた協議を「徹底的に行う必要がある」と述べ、カーク代表は、『「アメリカは雇用や成長などのために TPP を必要としている』と述べ、FTA(自由貿易協定)より高いレベルの協定をめざす姿勢を改めて打ち出した」と報じられています(「日経新聞」10 月 27 日付)。

日本の関税率は基本的に低いため、TPP交渉の前段階の事前協議では、アメリカ企業の日本の市場への参入を妨げているさまざまな規制＝非関税障壁の撤廃を求める方針です。

医療制度、医薬品、食の安全、農産物など広範な分野について、アメリカの基準に従って市場開放するよう迫られ、日本の社会の枠組みに広範な影響を与えることが懸念されます。アメリカの医療保険が押し付けられるということは、「いつでも誰でもどこでも安心の医療が受けられる」日本の国民皆保険医療制度の崩壊とならざるをえません。

Q10、国会で審議して、拒否できないのですか 「批准拒否」は可能、しかし・・・

TPPは、政治的に実現が難しいと思われる国内制度の規制緩和、市場開放を推し進め、政府の政策として固めることが目的の一つです。つまり、国内に反対意見があっても、国際的な約束を最優先させることを狙っているのがTPPそのものです。

それは、将来の政権をも拘束します。政権が代わって、新たな方向に向かったり、内容を変更したいと考えても、それを実現することはきわめて困難になります。

TPP参加国の企業・投資家の「権利」が、国民の権利の上位に位置づけられるということです。TPPは、国民のもつ主権者としての権利を抑え込み、国のあり方や基本政策を決めることができなくさせるという憲法上の重大な問題を抱えています。

ニュージーランド・ジェーン・ケルシー教授(2011年7月講演)

TPPは最終的に、国会で批准します。ですから、国会審議を通じて、合意事項を拒否することは可能です。

しかし、ニュージーランドの外務貿易省は、「交渉文案、各政府の提案、説明資料などについて、秘密扱いにする」「これらの文書を協定発効後4年間、秘密扱いにする」という合意があることを明かしています。

また、日本の財界はTPP参加に大賛成で、政府の背中を強く押しています。その理由は、第1に、対米輸出の障壁を取り除き、対米輸出を増やすためです。それと引き換えに、米国の要求に従って、国内のあらゆる分野・制度の規制緩和と市場開放に応じる姿勢です。第2に、例外なく関税を撤廃し、国内の市場

開放によって、輸入関税なしに原材料を安く調達し、安い賃金の人を使って加工を行い、関税を上乗せすることなく、多くの製品を輸出・販売し、企業利益を最大にするためです。

事前協議などの段階からがんじがらめに縛られ、財界からも背中を押されている政府が、事前協議を含む交渉内容について、国民にすべての情報を開示し、国民的な議論を民主的に尽くして、後戻りを選択できる可能性は、きわめて低いと言わざるを得ません。

【TPP発効までの流れ】

